

2024 安全報告書

下田ロープウェイ株式会社

ご利用の皆さまへ

平素より、下田ロープウェイをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、2023年度における輸送の安全を確保するための取り組みについて振り返りを行い、見直しを図るとともに、広く皆さまにご理解をいただくために公表させていただいております。

おかげをもちまして、弊社は、1961年11月の開業以来、索道の責任事故を発生させておりません。安全最優先を最優先し役職員一丸となって責任事故皆無の継続に努めております。

本年度は、2024年元日の地震災害や大雨など異常気象の発生にともない、輸送機関の安全運行が一層クローズアップされました。

弊社といたしましても、安全対策を徹底し皆さまに安心してご利用いただくための輸送サービスを提供する所存でございますので、今後とも、弊社事業にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年9月

下田ロープウェイ株式会社
取締役社長 比企 恒裕

1. 安全基本方針と安全目標

(1) 安全基本方針

弊社は安全の確保を第一の責務とし、「安全基本方針」を定め、社長以下関係従業員に周知・徹底しています。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令および関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

(2) 安全目標

安全目標を定め、5年毎に見直しています。

2020～2024年度の安全目標および2023年度の実績は次のとおりです。

安全目標および2023年度の実績

| 区分 | 安全目標 | 細目 | 2023年度の実績 |
|------------|--------------|-----------|---------------------|
| 定量的な 目標 | 設備不具合による事故防止 | 事故を発生させない | 設備不具合による事故はありませんでした |
| | 人身障害事故防止 | 事故を発生させない | 人身障害事故はありませんでした |

※ 事故を発生させないための具体的な取り組みを後述しております。

2. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 経営トップの取り組み

社長は、索道技術管理者から定期的に保守点検実施状況の報告を受け、安全運行に関する業務の実施状況を確認いたしました。

また、年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に実施した「異常時対応訓練」にあたり、安全に関する訓示を行うとともに、自ら応急下降器取り扱い訓練に参加し、その所感を伝えるなど、主体的に活動いたしました。

安全統括管理者は、グループ会社のコンプライアンス会議で得た各種法改正の内容や自らの組織に関連する他社事故事例について、その対応を含めて社内共有し、同様事故防止や安全最優先の原則の高揚に努めました。

また、安全目標達成のため適時社内各部門を巡視、従業員の監督指導やコミュニケーションの確保に努めました。

異常時対応訓練時の社長訓示



(2) 安全に関する教育・訓練

索道技術管理者は、索道輸送の安全の確保、索道係員の資質の向上を目的に、国土交通省主催の索道技術管理者研修会に出席し、索道運転事故等の分析や事故防止対策、その他安全に関する最新の知見を入手、その内容を関係係員に周知・共有し安全管理に活用いたしました。

また、12月11日に実施した「異常時対応訓練」では、大規模災害や大規模停電などを想定し、全従業員を対象に応急下降器取扱い、避難誘導にて索道の運行異常時の取扱い確認、異常時における対応方法の再確認・共有をいたしました。

また、非常通報訓練および消火器対応訓練の実施状況を確認いたしました。

① 応急下降器取り扱い訓練

索道が運行中に停止し、運行再開できない場合、応急下降器により搬器内のお客さまを安全かつ的確に地上に救出するための実施訓練を行いました。

搬器から地上に垂下させたロープを伝って搬器に急行した救助員は、応急下降器によりお客さまを地上へ救出、安全な場所まで誘導する対応を確認しました。



(応急下降器により搬器から救出)



(救出したお客様を安全な場所に誘導)

② 避難誘導訓練

山頂施設(テナント含む)の従業員を対象に、お客さまを下山用道路近傍の車寄せまで避難誘導し、自動車にて山麓まで移動する異常時対応を確認しました。



(山頂車寄せまで避難誘導)



(車寄せから自動車で下山)

③ 非常通報および消火器取り扱い訓練

マニュアルに基づき消防署(119番)への通報訓練を行うとともに、消火器の取り扱い方法および設置場所の確認を行いました。



(消火器取り扱い方法の説明)

④ 安否確認および非常呼び出し訓練

9月1日、大規模地震が発生した想定にて、全役職員を対象に安否確認訓練を実施し、その結果を関係会社に報告するなど、異常時の関係各所への連絡通報体制を再確認いたしました。

(3) 安全に関する投資と支出等（設備不具合による事故を防止するための取り組み）

輸送の安全確保のため、法令に基づき、計画的に設備の改修、点検・整備を行っています。2023年度の主な取り組みは次のとおりです。

えい索・平衡索切詰工事【2023年4月】

搬器を移動させるための「えい索・平衡索」が伸長することにより駅停車時における搬器の位置が変動することにより、お客さまの乗降に影響が生じないように、切詰工事を行いました。

搬器走行輪交換工事【2023年12月】

使用していた搬器走行輪の老朽化にともない、更新いたしました。

(4) ヒヤリ・ハット等情報の活用による業務改善等

業務中のヒヤリ・ハット情報や気づきに関する情報は、経営トップ以下監督者が参加する毎月の会議の定例議題とし、業務改善・安全性向上に資する取り組みとしました。

(5) 新型コロナウイルス感染防止

新型コロナウイルス感染防止のため、消毒液の設置、施設内・搬器内の定期的な消毒、従業員出勤時の体温測定および体調申告、ならびに勤務中の従業員のマスク着用(例外あり)としています。

今後の動向に応じ、適時適切に対応を見直してまいります

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故等、インシデント(事故の兆候)

索道運転事故、電気事故およびインシデントはありませんでした。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）などによる運行停止

災害による運行停止はありませんでした。

強風、雷の影響により、運行の安全確保のため、終日運休を含め45日、延べ207時間00分運行を停止いたしました。

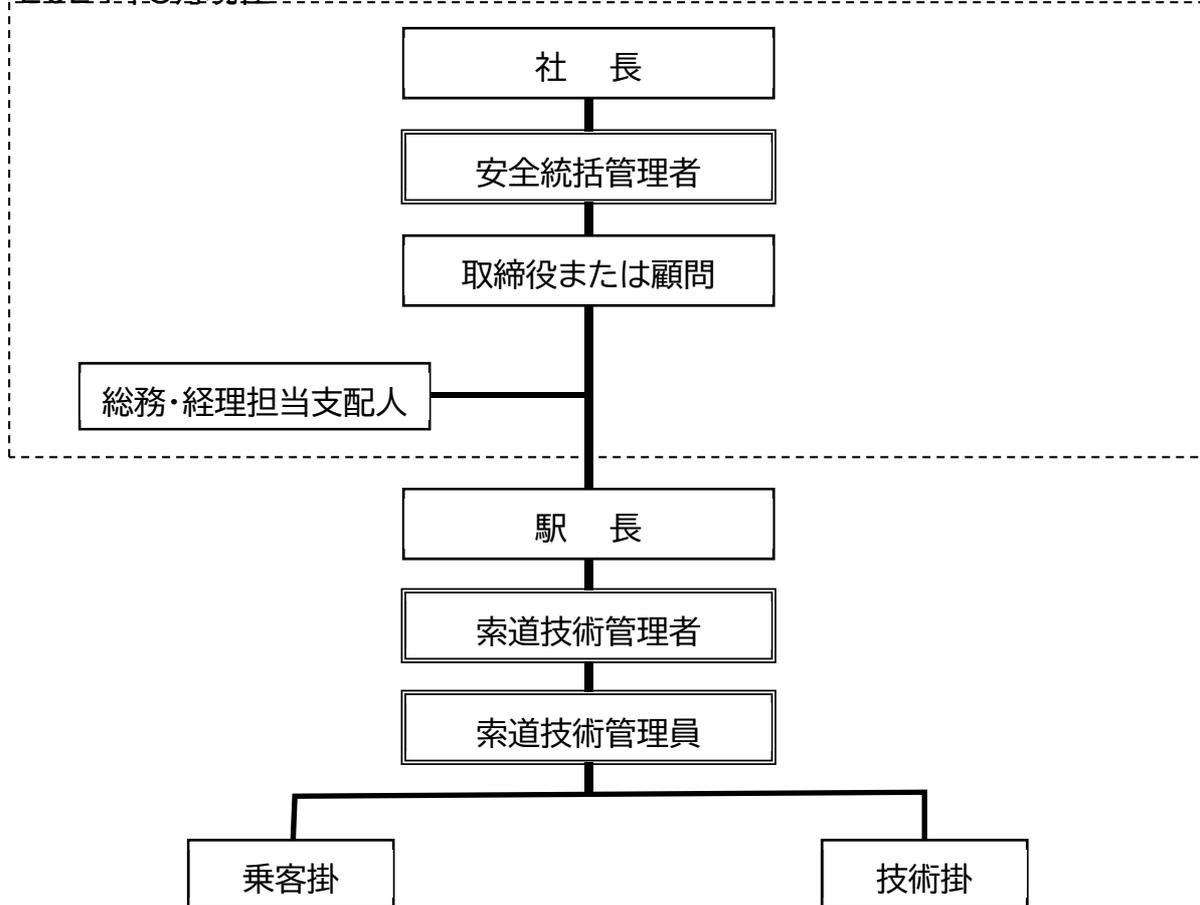
(3) 行政指導等

行政指導等はありませんでした。

4. 当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

2024年3月現在



- 【凡例】 1. 破線内は事業運営上重要な会議に出席する者を示す
2. 二重枠線は鉄道事業法に基づき選任すべき役職を示す

<各責任者の責務>

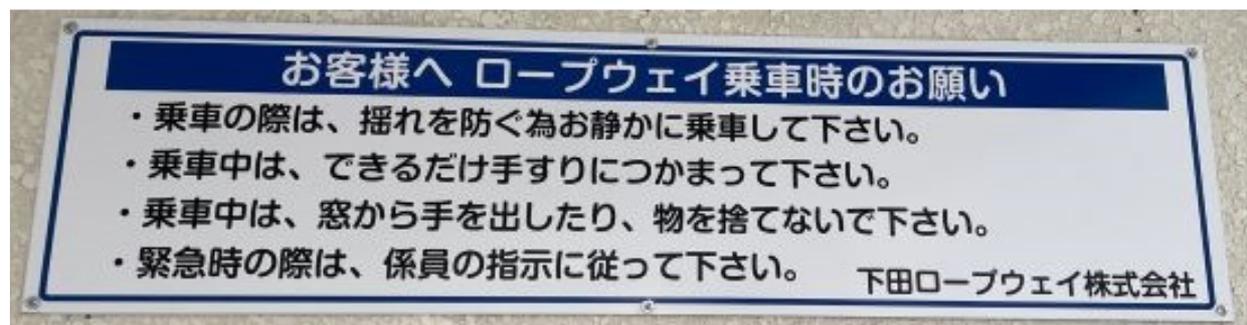
| 責 任 者 | 責 務 |
|---------------------------|--|
| 社 長 | 索道事業の輸送の安全の確保に関する最終責任を負う |
| 安 全 統 括 管 理 者 | 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する |
| 取締役または顧問および 総務・経理担当支配人 | 輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財務に関する 業務を統括する |
| 索 道 技 術 管 理 者 | 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施 設の保守の管理、その他の技術上および係員教育等の事 項に関する業務を統括管理する |
| 索 道 技 術 管 理 員 | 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務 を補助する |

5. ご利用の際のお願い

(1) ロープウェイのご利用について

搬器にご乗車の際は揺れ防止のため、お静かにお願いいたします。運行中に停電・故障等により搬器が急停車する場合がありますので手すりにおつかまりください。

また、搬器から乗り降りの際は、足元にお気を付けいただきますようお願いいたします。なお、非常時は、係員の指示に従ってください。



(2) エスカレーターのご利用について

エスカレーターを安全に快適にご利用いただくために下記の事項にご注意ください。

- ・ 手すりベルトをつかみ、ステップの黄色い線の内側にお乗りください
- ・ お子様は必ず保護者が手をつないでお乗りください
- ・ 両手に荷物を持ったまま乗らないでください
- ・ 携帯電話を見ながらのご利用は転倒のおそれがあるのでおやめください
- ・ 雨の日はステップが濡れて足元がすべりやすくなっているのでご注意ください
- ・ ベビーカーなどは転倒、転落のおそれがあるのでそのまま乗せないでください



(エスカレーターの注意事項)



(エスカレーター乗車口)

6. お客様の声をお聞かせください

弊社の安全に関する取り組みにご意見をお寄せください。より安全・安心な索道事業を目指し、皆さまからお寄せいただいた声を経営に反映させるよう積極的に取り組んでおります。

あわせて、本報告書へのご感想、弊社の取り組み全般に対するご意見等をお寄せ下されば幸甚でございます。

会 社 名 下田ロープウェイ株式会社
郵 便 番 号 415-0035
住 所 静岡県下田市東本郷一丁目3番2号
連 絡 先 TEL:0558-22-1211 / FAX:0558-23-0900
電 子 メール nesugata@ropeway.co.jp
電 話 受 付 9:00~16:00 とさせていただきます。